

学校法人 北辰学堂 役員報酬支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人北辰学堂寄附行為第37条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 この規程において報酬とは、役員の内任期間における任務に対する対価をいう。

第3条 報酬の額は、学校法人北辰学堂給与規程別表第1指定職俸給表を準用し、その俸給月額以内で役員報酬を支給することができ、当該役員選任時において決定する。

2 学校法人北辰学堂の専任教職員として給与を支給している役員には、役員報酬は支給しない。

3 役員報酬は本人の申し出により、その受領を辞退することが出来る。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員報酬及び通勤手当（以下本条において「報酬等」という。）は、当月1日から末日までの分を当月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の銀行、その他の金融機関の口座へ振込むことによって支給する。

第5条 月の途中で新たに就任した場合は、就任の日から日割りによって計算した額をその月の役員報酬とする。

第6条 役員が在任期間の中途において退任した場合は、退任の日から日割りによって計算した額を退任した日から30日以内に支給する。

2 役員が死亡により退任した場合は、次の各号に掲げるその者の遺族に支給する。

(1) 配偶者（届出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

3 前項に掲げる者が報酬の支給を受ける順位は、前項各号の順位による。

4 報酬の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数に

よって等分して支給する。

第7条 学長の報酬については、学校法人北辰学堂給与規程に基づき支給する。

(旅費)

第8条 役員が出張するときは、学校法人北辰学堂旅費規程を準用する。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(所管)

第10条 この規程に関する所管部署は、総務課とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。